

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例の一部改正(案)及び

奈良市地域自治協議会の認定等に関する規則(案)に対する意見募集の結果

奈良市では、平成 28 年 1 月 15 日から平成 28 年 1 月 29 日までの間、「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例の一部改正(案)」及び「奈良市地域自治協議会の認定等に関する規則(案)」を公表し、案に対する意見を募集しました。

意見募集の結果について、意見の概要とこれらに対する市の考え方を示します。
ご意見で地域自治協議会の趣旨やイメージがまだ周知浸透していないことが伺われ、今後とも本市と各地域とともに協議会づくりに努めていきます。

ご意見をいただきありがとうございました。

1 意見の提出状況

(1) 意見の提出者数 個人 5 人

(提出方法別内訳)

持参 1 人

Eメール 4 人

(提出者属性別内訳)

市内に住所を有する人 5 人

(2) 意見の件数 75 件

(意見の対象別内訳)

・全体に関する意見 18 件

・条例一部改正に関する意見 32 件

・規則に関する意見 25 件

2 (1) 意見の概要及び市の考え方 (全体)

いただいた意見の概要及び意見に対する市の考え方は次のとおりです。

項目	意見の概要	市の考え方
地域自治協議会とは	<p>1. 現在の「校区自治連合会」に対して屋上屋ではないのかと思います。</p> <p>「個人、団体、事業者等」ということは、近年、高齢化・独居世帯化が進む中で、自治会の担い手が脆弱になってくることで、旧来の自治会組織のみならず、他の団体も含めることでそれを補完すると考えて良いのでしょうか。</p> <p>既存自治会側から見ると、「また、時間が取られる会合が増える」「回覧・配布物が増える」という結果にしかならないのではとも思われます。</p> <p>2. 条例第2条(7)にある「地域自治組織(自治会その他の・・・)」の維持・運営、特に人材不足に日常悩まされることが多い現状のなかで屋上屋を重ねるような組織を作ることにはメリットは感じられない。</p> <p>3. この条例案・規則案だけでは、既存の地縁型自治組織である自治会・町内会と地域自治協議会との関係が不明で、「うちの地域では自治会活動が活発に行われているのになぜ新しい組織を作る必要があるのか」「地域自治協議会ができた自治会はなくなるのか」といった市民の素朴な疑問に答えることができません。両者の違いや役割分担のあり方について何らかの形で示す必要があります。</p> <p>4. 結構なエネルギーを使って「地域自治協議会」の認定を市長から取れたら、何か「権限」というか「資格」が得られるのでしょうか。たとえば当該地域の都市計画事業や学校改変に当たっては、意見聴取もしくは同意が必須(拒否権)とかの規定がありうるのでしょうか。</p> <p>5. 地域自治協議会が「新しい公共」の担い手であるとすれば、これまで行政が担ってきたどの部分の権限や財源を地域自治協議会に移譲するのか、どの部分を両者の協働によって進めていくのかといった、公共領域の整理が不可欠です。</p>	<p>ご意見のとおり、近年の高齢化や独居世帯化により、自治会だけではなく、地域内の自主防災・防犯組織や女性防災クラブ、社会福祉協議会などテーマ型の団体も担い手不足といった課題を抱えており、組織の維持・継続が困難な状況にあります。</p> <p>また、地域内でも、それぞれの団体が分野別にばらばらに活動されています。そのため、これからは地域にある様々な団体と自治会が互いに補完し合い、エネルギーを結集して、ともに地域課題を解決していく必要があります。</p> <p>従いまして、この地域自治協議会は、地域の実情に合わせた住民自治を拡充し、地域コミュニティの活性化を図るために、地域内のさまざまな団体がひとつにまとまり、住民自らが地域課題の解決に向け「共に支えながら生きる」まちづくりをめざすものですので、決して自治会をなくすというものではありません。</p> <p>なお、業務の負担も幾分かは懸念されますが、新たな担い手を創出し、個々の負担を軽減していくこともこの協議会の目的としています。</p> <p>地域課題の解決を主体的に地域に担って頂くため、一定の予算と権限を市から委譲することを考えています。</p> <p>もちろん、行政が一方的に内容を決めるのではなく、ご指摘のとおり、どの部分を協働によって進めていくのかという公共領域の整理や、具体的な内容については、地域と市で協議しながら進めていきたいと考えています。</p>

<p>6. なぜ、市民や多くの関係主体の参画で地域自治協議会のあり方を検討しないのか。</p> <p>市自治連合会による地域自治組織の積極的な検討は大いに評価されるが、このテーマは奈良市民みんなの問題として位置付け、市民及び多様な関係主体の参画を得て検討されるのが望ましいのではないのか。</p> <p>市民参画及び協働によるまちづくり審議会が条例の規定についての検討を行うに当たり、改正するための前提、あるいは裏付けとなる調査研究等の入念な検討を行う必要があるこというまでもない。</p> <p>7. 今回の審議会の検討は奈良市地域活動推進課と奈良市自治連合会という限定された関係主体に検討を委ねる形をとっているが、検討を委ねるに当たり、市と審議会は上記の地域自治検討委員会的な組織を審議会とは別の第3者機関として別途独立させて検討するという方式をとらなかった理由は何か。あるいは、地域自治検討委員会を審議会のもとにある専門部会として位置付けることをしなかった理由は何か。</p>	<p>平成 21 年 7 月から施行している奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例第 21 において、条例施行後 5 年を超えない期間ごとに条例の規定について見直すことと定めていることから、平成 25 年 5 月に開催した市民参画及び協働によるまちづくり審議会において、これからの奈良市のコミュニティ政策と N P O 政策をどのようにすべきかについて検討することとなり、以後 12 回に亘り、地域コミュニティ政策については、地域における新たな連携・協働の仕組みとしての地域自治協議会のあり方について議論をしてきたところです。</p> <p>この間、市内全域を 50 地区ゾーンで構成している市自治連合会(おおむね小学校区)においては、地域の実状を把握するために、平成 25 年 10 月から 11 月にかけて、各自治連合会を対象に、「地区内における各種団体との連携状況についての調査」を行なわれるとともに、自治連合会の中にも「地域自治協議会検討委員会」が設置され、そこで種々検討されてきました。</p> <p>また、本市においても、平成 26 年 4 月に「協働のまちづくり推進庁内検討委員会」という庁内横断的な組織を設置し、地域自治協議会に関する検討を行なうとともに、平成 26 年 10 月から 11 月にかけて、市内の市民公益活動団体の活動実態を把握するために、「地域コミュニティ実態調査」を実施し、地域での様々な課題や特性を抽出いたしました。</p> <p>それぞれの調査により地域毎に事情や特性が異なることが明らかになったことから、平成 27 年度は、自治会をはじめとした関係団体の皆様方で「地域課題や地域自治協議会のあり方等」を議論して頂くワークショップをいくつかの地域で実施し、課題解決に向けた議論もなされてきました。</p> <p>更に平成 27 年 7 月からは、地域自治協議会検討委員会と、協働のまちづくり推進庁内検討委員会とが合同会議を行ない、地域と行政がともに、地域自治協議会という新しい仕組みの構築について協議を進めてきたところです。</p>
---	---

<p>区 域</p>	<p>8. 「おおむね小学校区」は、現状の校区自治連合会をベースにしていると思います。しかし、現在の奈良市内は実際の「通学校区」と「校区自治連合会」で異なっているところもありますが、これについてはどのような対処になりますか。</p>	<p>地域活動の合意形成や、参加・協働を促すためには、「顔が見える」エリアが最もふさわしいため、「おおむね小学校区」を地域活動の基礎単位として設定いたしました。</p> <p>ご指摘のとおり学区レベルで地域を運営する組織の自治連合会のエリアと通学校区のエリアが異なっているところについては、協議調整を図って行きたいと考えています。</p>
<p>地 域 自 治 計 画</p>	<p>9. 「地域自治協議会」の認定には「地域自治計画」が必要ということですが、「自治計画」とはどのようなものでしょうか。奈良市には「総合計画」や、「都市計画」もあります。地域レベルで整合性のある「自治計画」を立てるといことは、そう簡単な事とは思えません。</p> <p>自治計画について、設立時は「骨子」で設立後に詳細でもとありますが、そういう問題なのかどうか。「計画」と謳う以上、収入と支出、流入と流出など、数字で出る見通しが必要ですし、なにより「目的・目標」の無い計画はあり得ませんが、「地域自治の目的」とはなんのでしょうか。</p> <p>多くの市民は「何とかこのまま安穏と暮らしていければいい」と思っているでしょうが、そこへ「目的に向けて計画を立てて」という話が、入っていくものでしょうか。</p> <p>むしろ、「何かことが起こった」（たとえば街路事業や開発事業など）場合「地域協議会」が必要になるのだらうと思われます。</p> <p>「平時」に「自治計画作って地域協議会を始めましょう」と呼びかけたところで、乗ってくる人はごくわずかなのではないかと思われます。</p> <p>また、そういう「こと」（都市計画事業や開発事業など）って、必ずしも「小学校区」単位で話が持ち上がるわけでもないと考えます。「規則（案）」にある「他の協議会の区域と重複しない」ことを条件にして、有効に機能する協議会が作れるものでしょうか。</p> <p>10. 「小学校校区ごとに他の区域と重複しない形で」作られる「地域協議会」というのは、結局、校区自治連合会に上乘せされる行政の下請組織をつくるだけになるのではと思われます。</p>	<p>地域自治計画は、地域のまちづくりの方向性や将来ビジョンを定めたもので、自分たちのまちをどのような地域にしたいか(将来像)、そのために行う事業などをまとめていくことを想定しています。</p> <p>みんなが幸せに暮らせるまちをめざし、まずは、地域の良いところや課題を把握・整理して、地域課題を解決するために、中長期的な計画を策定していくことが必要であると考えています。</p> <p>また、この地域自治計画は当初からきめ細やかな計画書は難しいので、まずは5年から10年後のまちの将来像(ビジョン)を掲げ、その実現に向けた計画になるようなものと考えています。</p> <p>このため、一部の役員だけで決めるのではなく、多くの地域住民が関わって作成し、地域住民の意思のもと決定する必要があります。</p> <p>従いまして、地域の総意とした総会の議決事項や、地域住民の意思を反映した決定のプロセスが必要です。</p> <p>また、「奈良市地域自治協議会の認定等に関する規則」において、地域自治計画の策定を規定していますので、地域が策定した地域自治計画を、市は尊重します。</p> <p>そして、地域自治計画を策定して頂くために、市はそれぞれの地域の基礎データ等をお示しするとともに、市と地域が協働で行うソフト事業や他団体が関係する事業、また、法令や市の計画などの整合が必要になる事業については、個別に協議することを考えています。</p> <p>本市といたしましても、この地域自治協議会には、地域の課題解決に向け、多様な主体と協働を図り、柔軟な活動をして頂くことを期待していま</p>

	<p>11. 積極的にいえば、「地域自治計画」の前に、まず「地域の課題」を抽出認識することからはじめるべきではと思われます。</p> <p>そして、その課題によっては、小学校区に拘らず、他地区と重複したエリアでの協議会の設立が必要なこともありうるでしょう。</p> <p>そのような柔軟な制度であれば、有効に機能できるのかもしれませんが。</p>	<p>す。</p>
<p>地域自治協議会の必要性</p>	<p>12. いずれも撤回することが相当であるとする</p> <p>13. 数々の役員を経験し、少なくとも市民、地域住民の立場からすれば今回提案されている条例改正の必要性は全くないと判断しています。</p> <p>14. 「地域自治協議会」の目的、守備範囲がわからない。</p> <p>15. 地域の様々な組織の上に、それを統合、統括するような組織を置こうとする協議会構想は、上から目線の非民主的なものであり、既存条例の根本的姿勢に逆行するものと言わざるを得ません。</p> <p>16. 組織の上に更に組織を作ると、既存組織の弱体化を招き、地域力を弱めることとなります。</p> <p>17. 「当該年度の事業計画及び予算書」を作成し、市長に提出するようになっていますが、ここでの「事業」はどのようなものを想定しているのか分からない。</p> <p>18. 審議会としては、条例案を提案する前に、現に地域で活躍し、大きな役割を担っている地区社協、PTA、高齢者団体、地域教育協議会の各種団体の活動状況、運営状況などを十分調査し、協議会設置についての意見を聴取すべきではないでしょうか。</p>	<p>この地域自治協議会は、現在の組織の上に更に組織を作るのではなく、その地域に住む住民をはじめ、地縁型の団体やテーマ型の団体といった多様な担い手がひとつにまとまることで、地域課題に対して柔軟に対応できる体制を築き、みんなで地域のまちづくりを進めるために設置するものです。</p> <p>また、自分たちのまちをどのような地域にしたいのかといった、地域のまちづくりの方向性や将来ビジョンを定めた地域自治計画を作成するとともに、様々な事業を行なっていくことで、地域力も高まっていくものと考えています。</p> <p>また、奈良市自治連合会では、平成25年10月から11月にかけて、各自治連合会を対象に、「地区内における各種団体との連携状況についての調査」を実施され、本市においても、平成26年10月から11月にかけて、市内の市民公益活動団体の活動実態を把握するために、「地域コミュニティ実態調査（※）」を実施し、地域での様々な課題や特性を抽出いたしました。</p> <p>（※）地域コミュニティ実態調査 ・市内に所在する市民公益活動団体の中から、無作為に抽出した500団体に調査を行ない、417団体から回収があった（回収率 83.4%）。</p> <p>《市民公益活動団体》 地区自治連合会、地域婦人団体、地区万年青年クラブ連合会、地区社会福祉協議会、地区民生児童委員協議会、遺族会、地域包括支援センター、地区赤十字奉仕団、自主防災防犯組織、女性防災クラブ、消防団、人権教育推進協議会、中学校区地域教育協議会、幼稚園PTA、小学校PTA、中学校PTA、スポーツ協会、中学校区少年指導協議会、子ども会、ボーイスカウト、ガールスカウト、商店会、NPO 法人、ボランティア団体</p>

(2) 意見の概要及び市の考え方（条例の一部改正）

いただいた意見の概要及び意見に対する市の考え方は次のとおりです。

項目	意見の概要	市の考え方
定義	<p>1. 第2条(8) 「共同体意識の形成」とあるが、全く唐突に偉く難しい表現が出てくる。現条例のトーン、特に前文にニュアンスとは多いに異なる。もっとわかりやすい表現を</p>	<p>「共同体意識」とは、同じ地域の中で暮らしをともにし、生活習慣等を通じて深く結びついている人々が共有している「同じ地域の一員という意識」や、「わがまち意識」のことをいいます。</p> <p>他市のまちづくり条例や自治基本条例でも「共同体意識」という文言が使われています。</p>
	<p>2. 第2条(8) 「その他の多様な主体」とあるがこのような表現を用いる理由は何か。</p> <p>条例第1条に「それぞれの主体」という表現が出てくるが、文脈上「主体」の指すものが、「市民、市民公益活動団体、事業者及び学校」と思われるが、「その他の多様な」とは何を指すのか</p>	<p>地域自治協議会の構成員として、主体である市民、市民公益活動団体、事業者及び学校とサポート的に関わる(例えば法人等で、地域に支店や営業所等の関わりである場合)ことを想定しています。</p>
	<p>3. 第2条(8)「民主的に」とはいかなる意味、内容、手続等を指すのか。</p>	<p>地域自治協議会において、規約が整備されており、意思決定、役員選任、会計等が民主的(民主主義の精神にかなっているさま)で透明性をもった組織運営がなされることを示しています。</p>
	<p>4. 2条(8)の「民主的」はいうまでもなく書く必要がない。</p> <p>5. 第2条(8)「地域づくり」も現条例本文にない表現。「まちづくり」については第2章で理念の説明があるが、「地域づくり」についてはどこにもない。</p> <p>6. 「民主的に地域づくりを行う組織」なるものの目指すもの、組織のあり方、権限などわからない。</p> <p>7. 「地域づくり」は抽象的であり、何を言っているのかわからない。</p> <p>8. 「地域自治計画」の定義や説明がなくどのようなことか分かりません。</p>	<p>近年、地域を取り巻く環境は著しく変化しており、地域の自立化・個性化とコミュニティの重要性が再認識されつつある働きを本条に掲げる「まちづくりの基本理念」に基づき、「地域づくり」と表現していますが、ご指摘のとおり説明に係る文言がないため、「地域のまちづくり」と改めます。</p>

<p>地域自治協議会</p>	<p>9. 第2条(8) 地域自治協議会 市民等により自発的に設置された組織をいう。</p>	<p>条例第2条(6)で「市民公益活動」を、市民が市民生活の向上をめざし、社会的な課題の解決に向けて、自発的な意思に基づいて継続的に行なう不特定多数の者の利益の増進を図ることを目的とする活動と定義しているため、「地域自治協議会」については、市民等により民主的に地域づくりを行なう組織として定義しました。</p>
	<p>10. 第8条の2第2項 「民主的で透明性が確保されたものでなければならぬ」。このことは担保されるのか。規則案第7条の規定でこの要件を満たしているか。</p>	<p>規則第3条2号において、認定の申請時には、認定を申請することについて総会などで議決されたことを証する書類が必要になります。この総会の開催には、全員参加型、代議員制、部会代表制などの方法がありますので、それぞれの実情に応じて、適切な方法を採用して頂くことになります。 いずれの場合にも、地域住民に認められた民主的な運営と、透明性の確保が大切であり、民主的な運営を確保するためには、いかに多くの住民の意見が、総会に反映されるかが重要となります。</p>
	<p>11. 「地域のことは、地域で決めて、地域で実行する」という地域自治力・住民自治力（「自律と自己統治」力、地域の課題解決力）の尊重と強化に結び付くこと。 12. 市長の認定を受けて地域自治協議会が設置できるのではなく、地域が自発的に協議会を設置した後に市長に届ける（条例第8条の2） 13. 市の届け出の受理は市民参画及び協働によるまちづくり審議会での審査を経て（行政の恣意的な裁量を防ぐため）おこなう（条例第8条の2の3項） 14. 協議会と市の協議の場としての地域自治会議（第8条の2の4） 15. 規則第5条の地域自治会議、第6条の地域自治協定の規定</p>	<p>ご意見のとおり、この地域自治協議会を設置し運営していくことは、「地域のことは、地域で決めて、地域で実行する」という地域自治力・住民自治力の尊重と強化に結び付くものであると考えています。 地域自治協議会の設立にあたっては、地域が自発的に取り組み、活動地域の課題を解決するために自主的かつ自立的に活動を行うことが重要ですが、規則第2条の要件を満たした協議会が、市長の認定を受けようとするときは市長に申請していただくこととしています。</p>

<p>16. 自治体政府（長・行政と議会で構成）に対する政策・施策の提案、あるいは要望等による地域から（地域住民）の政府に対する民主的統制（コントロール）が尊重・強化されること。</p> <p>17. 協議会と市の協議の場としての地域自治会議（条例第8条の2の4、規則第5条）</p> <p>18. 協議会と市の地域自治協定の締結（条例第8条の2の5、規則第6条）</p>	<p>地域自治協議会と市は、お互いに地域のまちづくりにおけるパートナーとして尊重し、協働して地域自治を推進していくことを考えております。</p>
<p>19. 審議会を、協議会への行政意向の押しつけ、あるいは地域への行政の公共責任の転嫁等を防ぎ、協議会の自発性・自律性を維持・確保する第三者機関として位置付けること。</p> <p>20. 届け出の受理は審議会での審査を経て（行政の恣意的な裁量を防ぐため）おこなう（条例第8条の2の3項）</p>	<p>審議会は、市民参画及び協働によるまちづくりの推進に関する重要事項について、市長の諮問に応じて調査審議する機関となっています。ご意見も参考に推進してまいります。</p> <p>届出の受理については、当審議会に対して諮問するなど、審議会のご意見を参考に推進してまいります。</p>
<p>21. 協議会と行政の連携・協働（相互の対等性の確保、相互協議の尊重等）による施策・事業等の遂行等が効果的におこなわれること。</p> <p>22. 協議会と市の協議の場としての地域自治会議（条例第8条の2の4）</p> <p>23. 協議会と市の地域自治協定の締結（条例第8条の2の5）</p>	<p>協議会と市の関係性や運営に係るものを別途定めていきたいと考えています。ご意見を参考に推進してまいります。</p>
<p>24. これからの自治体ガバナンス（自治体経営（運営））の主要な担い手となる協議会のエンパワーメント（自治力の強化）に結び付く地域分権改革（協議会への決定権限及び交付金による財源の確保等）の推進と連動すること。</p> <p>25. 協議会と市の協議の場としての地域自治会議（条例第8条の2の4）</p> <p>26. 協議会と市の地域自治協定の締結（条例第8条の2の5）</p>	<p>協議会の運営等に係る項目についても検討を重ね、ご意見も参考に推進してまいります。</p>

<p>27. 第8条の2 市民等が、主体的かつ一体となって地域の課題解決を図るとともに、住みよいまちをつくるために地域自治協議会を設置した場合、市長に届けるものとする。</p> <p>28. 2 地域自治協議会の運営は、民主的で透明性が確保されたものでなければならない。</p> <p>29. 3 地域自治協議会の届出の受理に当たっては、市民参画及び協働によるまちづくり審議会の審査を受けるものとする。</p> <p>30. 4 地域自治協議会と市は、協議の場として地域自治会議を開催しなければならない。</p> <p>31. 5 地域自治協議会と市は地域自治協定を締結することができる。</p> <p>32. 6 地域自治協議会の届出、地域自治会議、地域自治協定に関する必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>ご意見については今後の参考とします。</p>
--	---------------------------

(3) 意見の概要及び市の考え方（規則）

いただいた意見の概要及び意見に対する市の考え方は次のとおりです。

項目	意見の概要	市の考え方
趣旨	<p>1. 条例改正案に「設置及び認定に関し」とあるのに、敢えて「認定等に関し」とする理由は何か。</p> <p>2. 第1条 この規則は、奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例(平成21年奈良市条例第34号)第8条の2の規定に基づき、地域自治協議会(以下「協議会」という。)の届出に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>条例と規則の整合性を図るため、適切な表現に改めます。</p>
地域自治協議会の要件	<p>3. 規則案第2条(1)の「おおむね小学校区」がこの共同体にあたる根拠は何なのか。</p> <p>4. 第2条(2) 現条例中の「市民」でなく、「住民」という言葉が初めて出てきた。地域住民としては当然と思うが定義しなくていいのか。</p> <p>5. 第2条(2)世帯「数」の過半数は表現がおかしい。</p> <p>6. 第2条(3) 個人については現条例第2条(3)、事業者については同(4)、団体については同(7)との整合性を欠く。おまけに「等」が付いているから</p>	<p>地域コミュニティの範囲は、そこに住む住民が、暮らしや地域のあり方を自ら決めていくときの一つのまとまりであり、住民自治の基礎単位となるものです。その中で、小学校区は、日常的にも住民同士の顔の見える関係が築ける範囲であり、また子どもを介した一定のつながりがあることや災害時の避難所になっているなどさまざまな活動が行われてきた歴史もあることから、「おおむね小学校区」を地域自治協議会の区域としています。</p> <p>「住民」は、区域内に住所を有する者としています。</p> <p>「その区域に属する住民世帯数の1/2以上が協議会を構成するものとなっていること。」に改めます。</p> <p>ご指摘頂きました第2条(3)について検討して改めます。</p>

	<p>如何様にでも解釈できる。条例改正案の「その他の多様な主体」同様、協議会の構成員が不明である。</p> <p>7. (4) 規約が定められていること。</p>	<p>ご意見については今後の参考とします。</p>
<p>認定の申請</p>	<p>8. 第3条第1項(5)、同条第2項(9) 「地域自治計画」とは何か。条例本文にも本規則にも説明がない。内容のみならず、市長の「認可」を受けた協議会のみがこのようなものを作成、市に提出する権限があるのか。協議会に参加しないものの声はどうなるのか。</p> <p>9. (届出の申請) 第3条 協議会の代表者(以下「代表者」という。)は、奈良市地域自治協議会設置届出書(別記第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。 (1) 規約 (2) 認定を申請することについて総会で議決したことを証する書類 (3) 代表者名</p>	<p>近年は自治会・町内会加入率の低下に伴い、担い手の高齢化や人材不足、新住民の不参加、進まない世代交代などの課題を抱え、その運営方法を見直さなければならなくなっています。</p> <p>地域自治計画は、地域のまちづくりの方向性や将来ビジョンを定めたもので、自分たちのまちをどのような地域にしたいか(将来像)、そのために行う事業などをまとめていくことを想定しています。</p> <p>みんなが幸せに暮らせるまちをめざし、地域の良いところや課題を把握・整理して、地域課題を解決するために中長期的な計画を策定していくことが必要と考えています。</p> <p>なお、地域自治協議会は、一定の地域のまちづくりを民主的に行う組織として位置づけるため、一定の権限を付与するものです。従いまして、出来る限り多くの方々が協議会に参加され、地域がまとまることを期待しています。</p> <p>ご意見については今後の参考とします。</p>

<p>地域自治会議・地域自治協定</p>	<p>10. (地域自治会議) 市は協議会と地域自治計画の内容その他重要な地域の課題について情報を共有し、又は当該課題の解決に向けて協議するための地域自治会議を開催しなければならない。</p> <p>11. (地域自治協定) 前項の地域自治会議の結果を踏まえ、協議会と市は課題解決に向けて、別に定めるところにより地域自治協定を締結することができる。</p>	<p>ご意見については今後の参考とします。</p>
<p>協議会への支援</p>	<p>12. 市は、協議会の設立に係る活動に要する経費の支援及び協議会の活動に要する経費に対し、別に定めるところにより一括交付金等を交付するものとする。</p> <p>13. 2 市は、協議会を設立しようとする者又は前条の規定による申請をしようとする者に対し、必要な情報の提供、助言を行うものとする。</p>	<p>ご意見については今後の参考とします。</p>
<p>変更の届出</p>	<p>14. 代表者は、第 3 条の届出書及び添付書類に記載した事項を変更したときは、速やかに奈良市地域自治協議会変更届出書（別記第 2 号様式）により市長に届け出なければならない。 ただし、軽微な変更については、この限りでない。</p>	<p>ご意見については今後の参考とします。</p>
<p>認定の取消</p>	<p>15. 審議会を、協議会への行政意向の押しつけ、あるいは地域への行政の公共責任の転嫁等を防ぎ、協議会の自発性・自律性を維持・確保する第 3 者機関として位置付けること。</p> <p>16. 届出の取り消しは、審議会の審議を経て（規則第 9 条） 市長は、協議会が次の各号のいずれか</p>	<p>審議会は、市民参画及び協働によるまちづくりの推進に関する重要事項について、市長の諮問に応じて調査審議する機関となっています。</p> <p>ご意見も参考に推進してまいります。</p>

	<p>に該当するときは、市民参画及び協働によるまちづくり審議会の審議を経て届出を取り消すことができる。</p> <p>(1) 活動実態がなく、以後再開されないことが明らかであるとき。</p> <p>(2) 偽りの申請があったとき。</p> <p>(3) 運営に不正な行為があったとき。</p> <p>(4) 政治的又は宗教的な活動を主たる目的としていると認められる行為があったとき。</p> <p>(5) その他不相当と認められるとき。</p> <p>2 市長は、前項の規定により届出を取り消したときは、奈良市地域自治協議会届出取消通知書(別記第 3 号様式)によりその旨を当該協議会の代表者に通知するものとする。</p>	
市の責務	<p>17. 自治体政府（長・行政と議会で構成）に対する政策・施策の提案、あるいは要望等による地域から（地域住民）の政府に対する民主的統制（コントロール）が尊重・強化されること。</p> <p>18. 届出を受理した協議会に支援その他の必要な措置を講じなければならない（規則第 1 1 条）</p> <p>市長は、第 8 条の 2 の規定により届出を受理した協議会に対し、次に掲げる支援その他の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>19. 総合的（一体的）かつ柔軟に協議会に対応するための行政システム改革がおこなわれること。</p> <p>→協議会の運営若しくは活動が円滑に行われるよう、可能な限り市の体制を整備（規則第 1 1 条の 2）</p> <p>20. (2) 協議会の運営若しくは活動が円滑に行われるよう、可能な限り市の体制を整備すること。</p>	協議会の活動が円滑に進むように運営等について、ご意見も参考に検討を進めてまいります。

	<p>21. 協議会と行政の連携・協働（相互の対等性の確保、相互協議の尊重等）による施策・事業等の遂行等が効果的にこなわれること。 →協議会と市の地域自治協定の履行（規則第11条の（3）） (3) 協議会から助言の要望があったときは助言を行うこと。</p> <p>22. 協議会からの意見、要望、施策の提案は可能な限り市の施策に反映（規則第11条の（4）） (4) 協議会との地域自治協定を履行すること。</p> <p>23. (5) 協議会から、意見若しくは要望の提出又は施策の提案があったときは、十分な検討を行い、可能な限り市の施策に反映させること。</p>	<p>ご意見のとおり、協議会と行政の連携・協働が効果的に進めていくように検討してまいります。</p>
その他	<p>24. この規則案だと、地域自治協議会の立ち上げ時には経費の支援を行っていますが、活動に対する支援については調整や情報提供にとどまっています。活動に対する財政的支援のあり方(たとえば一括交付金)についても示す必要があります。また、地域自治協議会と市との定期的な協議の場も必要であり、それについても触れることが求められます。</p> <p>25. 規則案にある地域自治計画がどのような性格・機能・権限を有するものなのかが不明です。総合計画をはじめとする行政計画との関連性について整理すべきです。</p>	<p>活動に対する財政的な支援の仕方については、いろいろな方法があり、一括交付金もそのひとつではありますが、その方法が地域にとって、一番良い方法なのかどうか、実際に運営される方々とも十分な協議が必要になります。今後ご意見を参考に検討してまいります。</p> <p>地域自治計画は住民自治を重視し、尊重しています。各地域が地域課題を解決するための地域別中長期計画と位置づけ、行政計画との関連性についてもご意見を参考に整理してまいります。</p>